



資料編

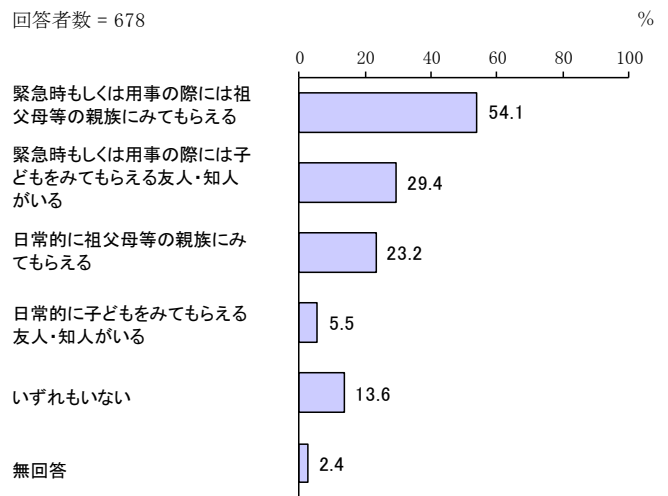
1 アンケート調査結果の主な内容

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が54.1%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が29.4%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が23.2%となっています。

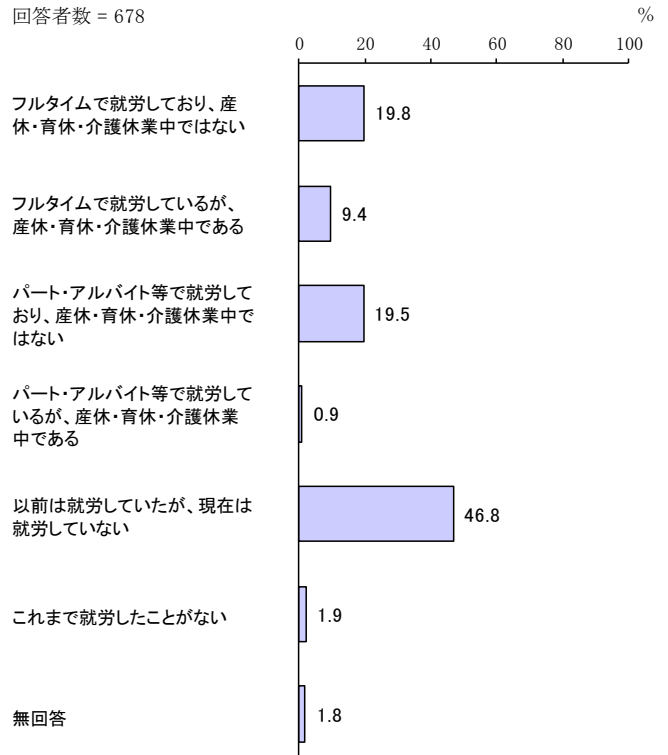
回答者数 = 678



② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が46.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.8%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.5%となっています。

回答者数 = 678



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が47.8%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が22.5%となっています。

回答者数 = 138

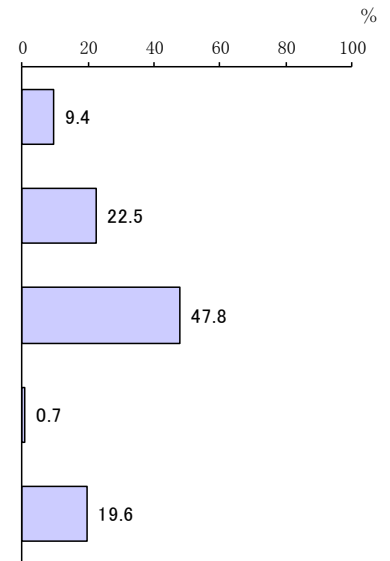
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない

パート・アルバイト等の就労を続けることを希望

パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が46.7%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が25.5%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が19.1%となっています。

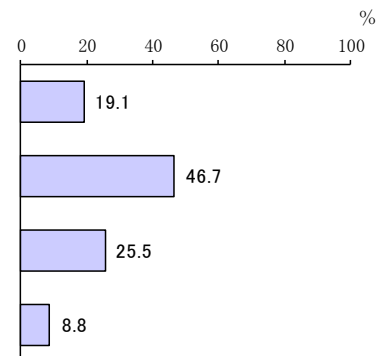
回答者数 = 330

子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい

すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

無回答

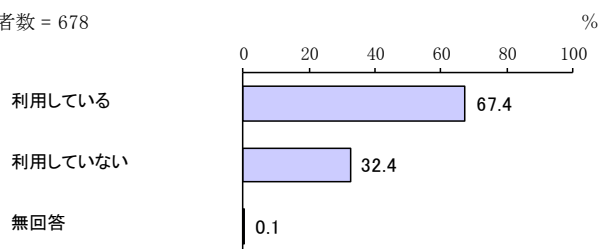


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が 67.4%、
「利用していない」の割合が 32.4%と
なっています。

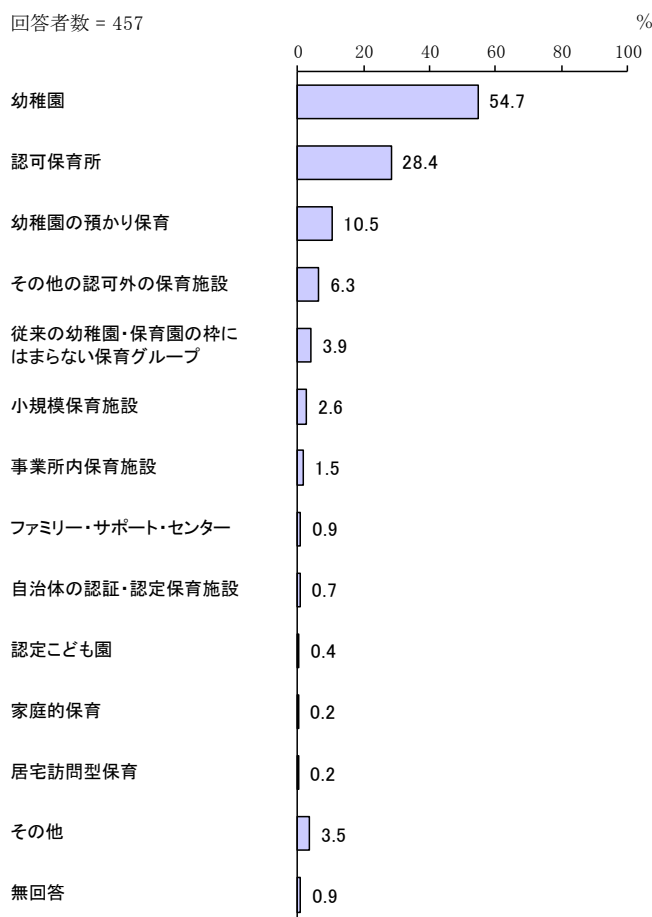
回答者数 = 678



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「幼稚園」の割合が 54.7%と最も高
く、次いで「認可保育所」の割合が 28.4%、
「幼稚園の預かり保育」の割合が 10.5%
となっています。

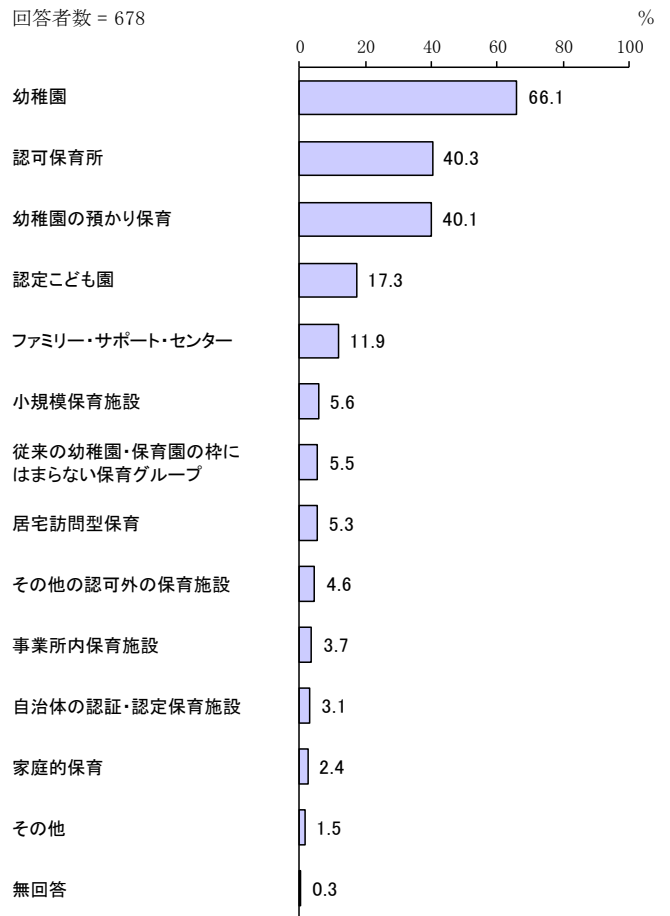
回答者数 = 457



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「幼稚園」の割合が66.1%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が40.3%、「幼稚園の預かり保育」の割合が40.1%となっています。

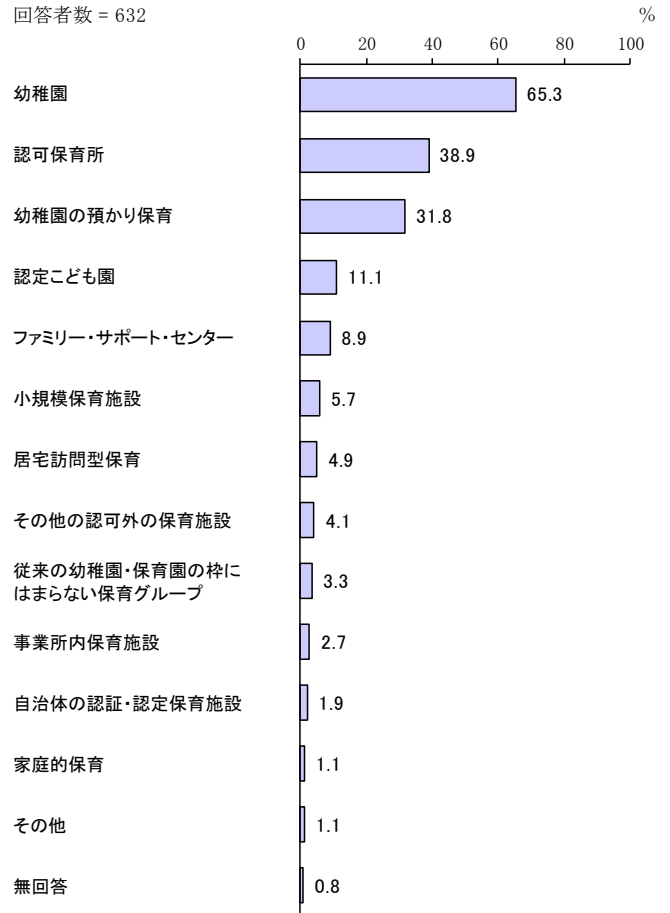
回答者数 = 678



④ 幼児教育・保育の無償化が実施された場合に平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「幼稚園」の割合が 65.3%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が 38.9%、「幼稚園の預かり保育」の割合が 31.8%となっています。

回答者数 = 632

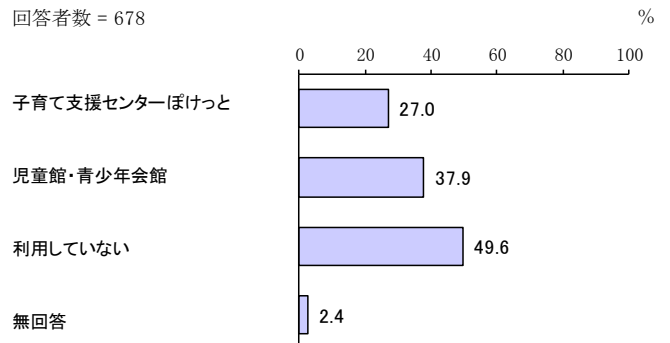


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が 49.6%と最も高く、次いで「児童館・青少年会館」の割合が 37.9%、「子育て支援センターぽけっと」の割合が 27.0%となっています。

回答者数 = 678

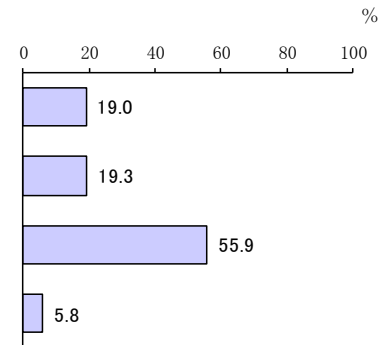


② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 55.9% と最も高く、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 19.3%、「利用していないが、今後利用したい」の割合が 19.0% となっています。

回答者数 = 678

利用していないが、今後利用したい
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
無回答



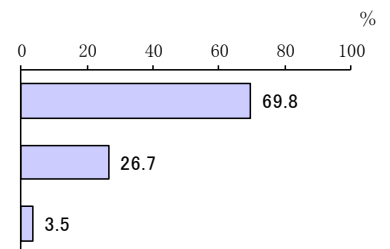
(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が 69.8%、「なかった」の割合が 26.7% となっています。

回答者数 = 457

あった
なかった
無回答

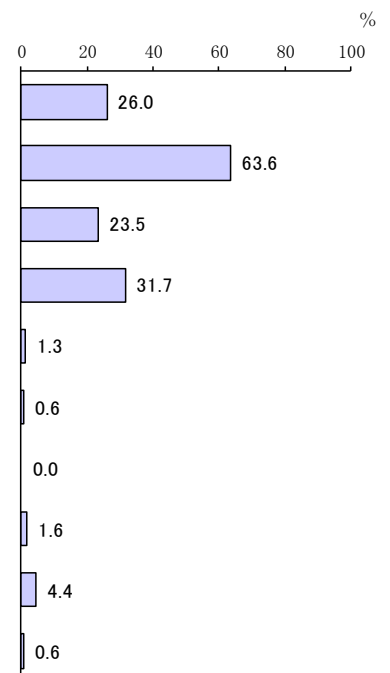


② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が 63.6% と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が 31.7%、「父親が休んだ」の割合が 26.0% となっています。

回答者数 = 319

父親が休んだ
母親が休んだ
(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた
病児・病後児の保育を利用した
ベビーシッターを利用した
ファミリー・サポート・センターを利用した
仕方なく子どもだけで留守番をさせた
その他
無回答

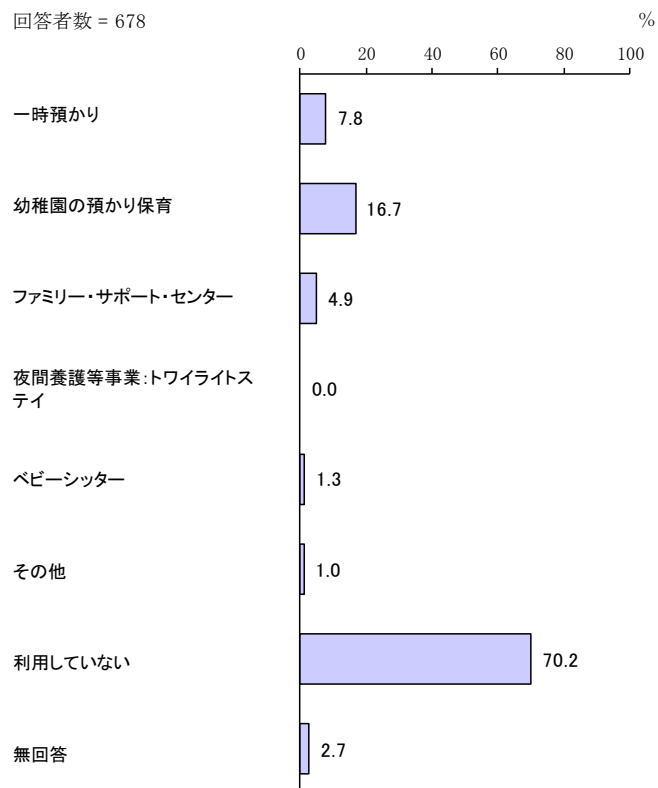


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が 70.2% と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が 16.7%となっています。

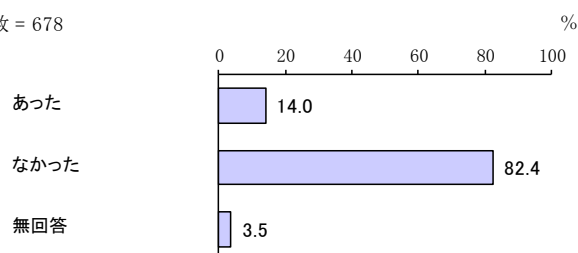
回答者数 = 678



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が 14.0%、「なかった」の割合が 82.4%となっています。

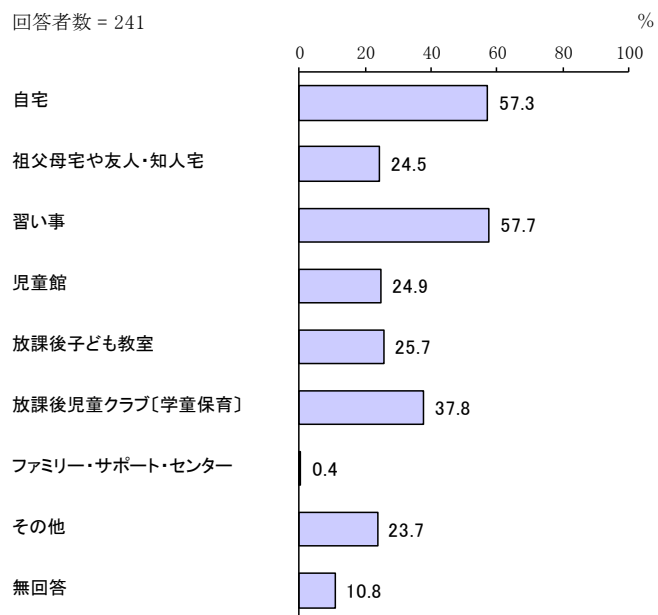
回答者数 = 678



(6) 小学校就学後の過ごさせ方について

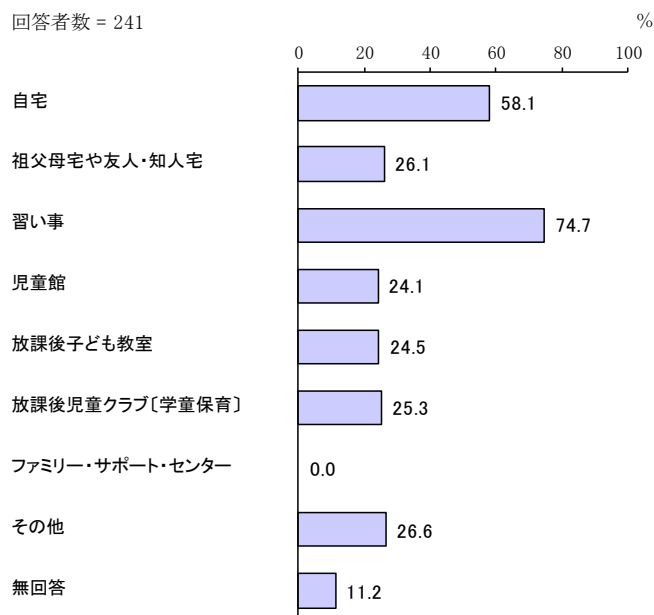
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事」の割合が 57.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 57.3%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 37.8%となっています。



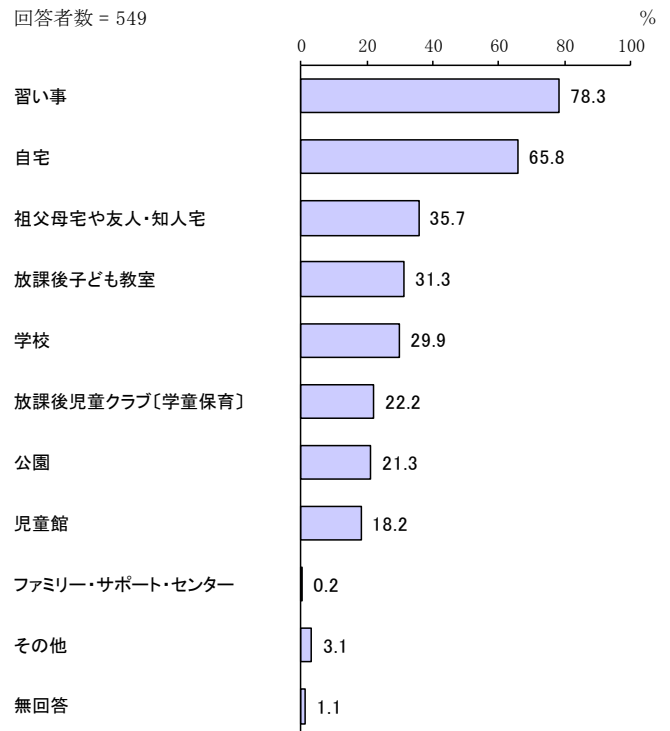
② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事」の割合が 74.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 58.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 26.1%となっています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後（今より2学年上がった時）の放課後に過ごさせたい場所

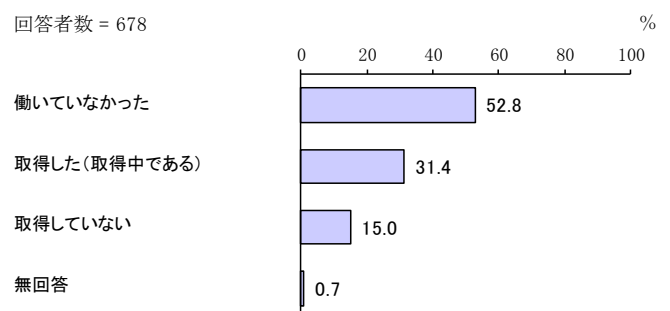
「習い事」の割合が78.3%と最も高く、次いで「自宅」の割合が65.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が35.7%となっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

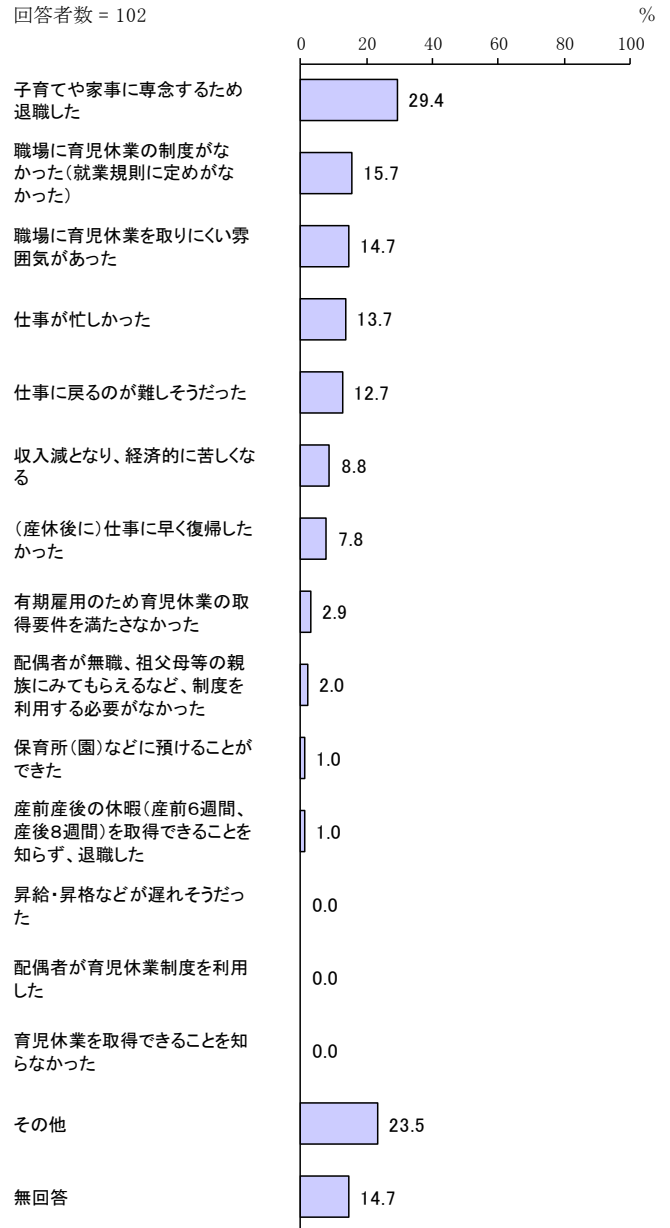
「働いていなかった」の割合が52.8%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が31.4%、「取得していない」の割合が15.0%となっています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が29.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が15.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が14.7%となっています。

回答者数 = 102



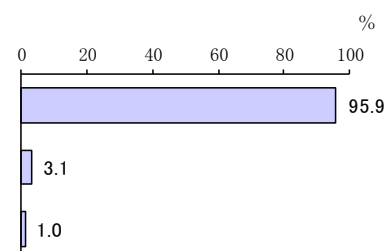
(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が95.9%、「いない／ない」の割合が3.1%となっています。

回答者数 = 678

いる／ある
いない／ない
無回答

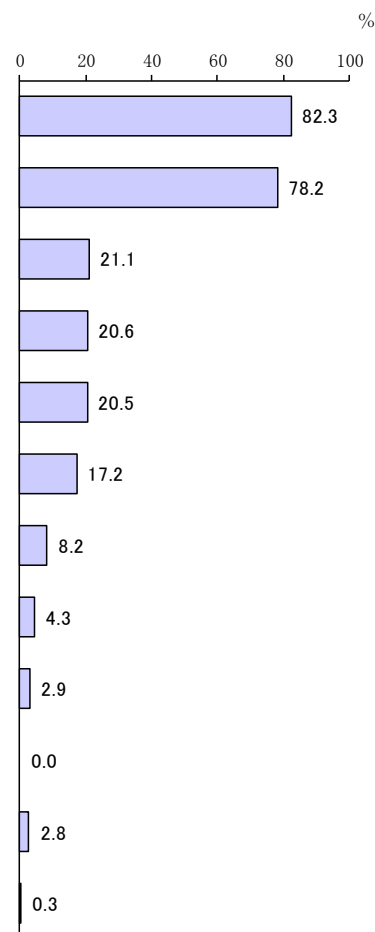


② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が82.3%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が78.2%、「近所の人」の割合が21.1%となっています。

回答者数 = 650

友人や知人
祖父母等の親族
近所の人
幼稚園教諭
保育士
子育て支援施設・NPO
かかりつけの医師
保健所・保健センター
自治体の子育て関連担当窓口
民生委員・児童委員
その他
無回答



2 葉山町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日	会議等	内容等
平成30年5月30日	第22回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て会議年間スケジュールについて ○子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について ○次期子ども・子育て支援事業計画について
平成30年12月	子ども・子育て支援事業計画改定に伴うアンケート調査 (ニーズ調査)	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前児童 配布数:1,604票、有効回収数:678票、有効回収率:42.3% ○小学生児童: 配布数:1,839票、有効回収数:809票、有効回収率:44.0%
平成31年2月27日	第23回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前児童ニーズ調査・小学生対象ニーズ調査の結果について ○子ども・子育て支援事業計画の次期改定スケジュールについて ○教育・保育提供区域の設定の見直しについて
令和元年5月23日	第24回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て会議委員の任期について ○子ども・子育て会議年間スケジュールについて ○子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)の策定について
令和元年7月31日	第25回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)改定体系(案)の検討について ○教育・保育及び地域型保育事業の「量の見込み(案)」等の検討について ○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み(案)」等の検討について
令和元年10月4日	第26回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)改定に基づく「量の見込み(案)」及び「確保の内容(案)」の検討について ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)改定素案について
令和元年12月10日 ～令和2年1月9日	計画素案に対するパブリックコメント (意見募集)	○第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画(案)に対する意見募集
令和2年1月31日	第27回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施結果について ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)改定(案)について ○地域子育て支援拠点事業について ○病児保育について
令和2年3月10日	第28回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止(書面開催) ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)改定(案)について

3 葉山町子ども・子育て会議条例

葉山町子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 15 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第 10 号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年葉山町条例第 201 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」を

「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
子ども・子育て会議委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」に改める。

4 葉山町子ども・子育て会議委員名簿

(1) 平成30年度委員名簿

委嘱期間 平成28(2016)年6月1日～平成31(2019)年3月31日

氏名	所属
◎ 寶川 雅子	学識経験者
○ 武谷 廣子	医師（葉山町母子保健健診医）
松尾 真弓	葉山にこにこ保育園（認可保育所）
村上 裕	あけの星幼稚園（逗葉私立幼稚園協会）
大久保 紀明	保育園父母代表
平野 里香	葉山ぎんのすず保育園（認可保育所）
羽田 志津枝	葉山町主任児童委員
野北 康子	NPO法人葉山っ子すくすくパラダイス
森田 千穂	芽ぐみ保育室（小規模保育施設）
上田 美津子	小学生父母代表
石川 奈々葉	学童保育父母代表
彦井 浩孝	公募委員
山浦 彩子	葉山町子育て支援センターぽけっと
北原 淳子	上山口児童館
富樫 俊夫	上山口小学校（小学校長会代表）
加藤 智史	葉山町社会福祉協議会
栗山 仁	鎌倉三浦地域児童相談所
猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所
井上 尚美	葉山町教育委員会生涯学習課

◎ 会長、○ 副会長

(順不同、敬称略)

(2) 令和元年度委員名簿

委嘱期間 平成31（2019）年4月1日～令和4（2022）年3月31日
 ただし、公募委員については、
 令和元（2019）年10月1日～令和4（2022）年3月31日

氏名	所属
◎ 寶川 雅子	学識経験者
○ 松尾 真弓	葉山にこにこ保育園（認可保育所）
村上 裕	あけの星幼稚園（逗葉私立幼稚園協会）
大久保 紀明	保育園父母代表
神山 裕子	葉山ぎんのすず保育園（認可保育所）
羽田 志津枝	葉山町主任児童委員
野北 康子	NPO法人葉山っ子すくすくパラダイス
森田 千穂	芽ぐみ保育室（小規模保育施設）
山本 朋子	小学生父母代表
彦井 浩孝	学童保育父母代表
有川 雅裕	公募委員
山浦 彩子	葉山町子育て支援センターぼけっと
北原 淳子	上山口児童館
滝川 真砂美	上山口小学校（小学校長会代表）
加藤 智史	葉山町社会福祉協議会
野坂 正径	鎌倉三浦地域児童相談所
猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所
井上 尚美	葉山町教育委員会生涯学習課

◎ 会長、○ 副会長

(順不同、敬称略)

5 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

平成 26 年 7 月に、子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項、子ども子育て支援事業計画の記載事項等を定めた基本指針を告示しました。

また、基本指針の改正が、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正（令和元年 10 月 1 日施行）に伴い行われ、さらに市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和 2 年度を始期とする第 2 期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月 14 日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）が行われました。

基本指針とは

- 子ども・子育て支援の意義、制度に関する基本的事項、地方自治体の事業計画の作成に関する事項、関連施策との連携等を定めたものです。
- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を策定します。
- 基本指針を定め、または変更しようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととなっています。

基本方針の記載内容は次のとおりです。

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

- 一 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方
- 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

- 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
 - 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
 - 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
 - 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
 - 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
 - 六 その他
- 第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

6 用語集

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

確認を受けない幼稚園

幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しないで現行制度のままの園に分かれる。新制度に移行しない幼稚園を「確認を受けない幼稚園」と言い、私学助成、就園奨励費補助の対象となっている。

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をする事ができる食堂。

【さ行】

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組をさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

特定地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業のことで、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)に分けられる。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯(おおむね7時から18時)で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)

【参考】認定区分

- ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
- ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
- ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

【数字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。